

## 『年金のてびき』令和4年度版 お詫びと訂正

『年金のてびき』令和4年度版の本文の49頁の記述に誤りがありました。  
お詫びとともに、下記のとおり訂正させていただきます。

該当箇所	誤	正
49頁の下から8～ 6行目	最低保障額は <u>68,931円</u> (平成10年4月1日以前 生まれの人は <u>67,609円</u> 、 昭和10年4月2日～昭和 11年4月1日生まれの 人は <u>67,887円</u> 、昭和11年4 月2日～昭和12年4月1 日生まれの人は <u>68,375 円</u> ) となります。	最低保障額は <u>70,195円</u> (昭和10年4月1日以前 生まれの人は <u>68,849円</u> 、 昭和10年4月2日～昭和 11年4月1日生まれの 人は <u>69,131円</u> 、昭和11年4 月2日～昭和12年4月1 日生まれの人は <u>69,628 円</u> ) となります。